

緊急事態宣言の解除にかかる対応について

新型コロナウイルスの感染拡大により影響を受けられた皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

この度「緊急事態宣言」が令和2年5月25日（月）に解除となったため、お客様のご理解のもと取り組んでまいりました支店窓口の「営業時間の短縮」につきましては5月29日（金）を以て終了とし、以下の通り通常時間での営業を再開させていただきます。また、訪問活動につきましてもお客様のご了承のもと再開してまいります。

変更日	令和2年6月1日（月）
窓口営業時間の 変更内容	変更前：14時30分 ⇨ 変更後：15時00分

なお、神奈川県は他県に比べ今も多く感染者が発生しており、引き続き注意が必要であることから、当組合では上記以外の窓口等での感染拡大防止対策として、以下のとおり継続してまいりますので、ご協力をお願い申し上げます。

1. 窓口でのお取引

お客様間の感染防止の観点から、お待ちいただく際は他のお客様との間隔をお取りいただく、店舗外（お車等）でお待ちいただくなどをお願いすることがございます。なお、発熱や風邪の症状のある方はご来店をお控えいただけますようお願いいたします。

2. ATM・インターネットバンキング等、店頭外での手続きのご活用

現金のお預け入れ・お引き出し、お振込みはATMでお取り扱いいただけます。また、インターネット、アプリにより各種サービスのご利用が可能となっておりますので、店内の混雑防止にご協力をお願いいたします。ご利用方法の詳細につきましてはホームページ又はご利用店舗の窓口等へお問い合わせください。

3. マスクの着用と消毒液の活用のお願い

お客様の感染防止のため、ご来店時はマスクの着用、窓口等設置の消毒液の活用にご協力をお願い申し上げます。

令和2年5月26日
湘南農業協同組合